

保管場所使用権原疎明書面（自認書）記載例

普通車など（軽自動車を除く）の保管場所証明申請の場合は「証明申請」に○をしてください。

軽自動車の届出や、使用的本拠は変わらず保管場所のみ変更の場合は「届出」に○をしてください。

どちらか当てはまる方に○をしてください。
両方当てはまる場合は、両方に○をしてください。

車を保管する場所が他者の土地である場合は、この書類ではなく「自動車保管場所使用承諾証明書」が必要となります。

同居の親族名義の土地に車両を保管する場合も同様です。
(父親名義の土地に子が車を保管する場合等)

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私（当法人）の所有であることに間違ひありません。

●● 警察署長 殿

保管場所の位置を管轄する
警察署です。

令和 ● 年 ● 月 ● 日 ←

〒 (380 — 8510)

住 所 長野市大字南長野692番地2

電 話 026-233-0110

氏 名 長野 太郎

この書類の作成日です。

略字等は用いせず、住民票又は印鑑登録証明書のとおりに住所
氏名を記載してください。
なお、押印は不要です。

- 同じ駐車場の駐車枠1番～3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う

といった、同一の保管場所に複数台の車両の申請・届出を同時に行う場合には、
自認書は1通の提出で足ります。